

令和8年度未利用魚（アメリカナマズ等）PR業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度未利用魚（アメリカナマズ等）PR業務委託

2 事業目的

霞ヶ浦北浦では、近年不漁が続くワカサギ等に代わる新たな水産資源として、未利用魚「アメリカナマズ」の食用利用に向けて取り組んでいるところであり、シン・いばらきメシ総選挙イベントなどと連携したPR等を行うとともに積極的な情報発信を行うことにより、認知度向上を図る。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) シン・いばらきメシ総選挙2026と連携したPRブースの企画・運営

- ・シン・いばらきメシ総選挙2026の会場において、アメリカナマズ等未利用魚を使用した飲食提供や物販などによる、PRブースを企画・運営すること。

＜参考＞シン・いばらきメシ総選挙2026

期間：令和8年10月10日（土）～10月12日（月・祝）

会場：茨城県三の丸庁舎（水戸市三の丸1-5-38）

主催：シン・いばらきメシ総選挙実行委員会（以下「総選挙主催者」という。）

- ・提案内容を踏まえ、ブースの大きさ等は、受託者と県で協議の上決定する。
- ・出店事業者については、県と協議の上、選定及び決定すること。
- ・出店事業者に対し、出店に関する説明やマニュアル作成などの支援を行うこと。
- ・飲食提供及び物販にあたっては、出店事業者が必要な材料、什器等を準備し、会場に来て直接販売することを原則とする。
- ・PRブースに必要なテントや机などについては、総選挙主催者がシン・いばらきメシ総選挙2026の他の出店団体に提供するものと同程度程度の設備が、総選挙主催者から提供されることを想定しているが、契約後、県と協議のうえ対応を決定すること。

(2) アメリカナマズの食材としての認知度向上及び開発された商品やメニューのプロモーション

- ・未利用魚「アメリカナマズ」の食材としての認知度向上に向けたプロモーションを

行うこと。

- ・ 県や地元漁業協同組合、企業、飲食店との連携により商品が開発された場合、アメリカナマズ等未利用魚を使用した商品やメニュー等について、メディア露出を意識し、一般消費者に向けた積極的なプロモーションを行うこと。
- ・ プロモーション内容は、本県の食の魅力を伝えるものとして、ふさわしい内容とすること。
- ・ 商品やメニューの開発状況も踏まえ、プロモーション内容は適宜、県と協議の上、決定すること。

(3) 積極的な情報発信

① メディアへのプレスリリース

テレビ（特に民放テレビ局）、新聞、Web、SNS 等のメディアに取り上げられるようプレスリリースなどにより積極的な広報活動を実施すること。

② メディア取材対応

メディアからの問合せや取材依頼等に対して、県や関係者との調整を行うとともに、取材のサポートを行うこと。

③ 会場等の装飾

(1)(2)の会場等には、取組内容の紹介や認知度向上に繋がる装飾を施すとともに、PR資材を作成すること。内容については、県と協議の上、決定すること。

④ その他の情報発信

専門的な立場から、契約後も本業務の範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

(4) その他の提案

上記業務内容のほか、委託業務の目的に資する企画等があれば提案すること。

(5) 実施計画書

業務開始に当たり、契約後速やかに本仕様書に基づく実施計画書を作成・提出し、県と協議の上、業務を実施すること。

5 委託業務完了時に提出する成果品

(1) 提出物

① 事業実施報告書（以下の事項を記載すること。）

- ・ 本業務で実施したPRの写真、販売実績や来場者数等
- ・ 取組を実施したことによるメディア等露出効果などの効果測定結果

- ・本業務で作成したPR資材
- ②上記のデータを収めた記録媒体（提出方法については県が別途指示する。）

(2) 提出先

茨城県政策企画部地域振興課

6 業務実施に当たっての留意事項

- ・業務実施にあたっては、地域振興課の指示に基づき、農林水産部漁政課及び営業戦略部プロモーションチームと密接に連携し、効果的に業務を進めること。
- ・業務実施に当たり使用される全ての画像等は、必ず著作者の了承を得て使用すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、県は一切の責任を負うものではない。
- ・本業務に関わる所有権や著作権は、すべて県に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- ・業務実施にあたっては、その都度、県と協議の上行うこと。
- ・本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・本業務において取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に取り扱うこととする。
- ・受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

7 その他

本仕様書に定めがない事項は、双方協議により決めるものとする。